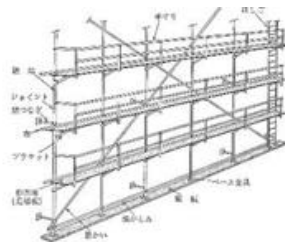


足場に係る労働安全衛生規則の改正について

建設業においては、今なお年間 100 人程度の労働者が墜落・転落災害によって死亡しており、その対策を講ずることが強く求められています。そのため、足場に係る以下の労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）が改正となり、令和 5 年 3 月 14 日に公布されました。

◆ 一側足場の使用範囲の明確化（令和 6 年 4 月 1 日施行）

主に狭あいな現場で使用される一側足場については、その構造上、安衛則に定める手すりの設置等の墜落防止措置が適用されませんが、一側足場からの墜落・転落災害が発生していることを踏まえ、**本足場を使用するための十分幅がある場所（幅が 1 メートル以上の場所）**においては、**本足場の使用が義務付けられました**。ただし、つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは、この限りではありません。



一側足場の例（（一社）仮設工業会より提供）



本足場の例（（一社）仮設工業会より提供）

◆ 点検者の指名を義務付け（令和 5 年 10 月 1 日施行）

足場（つり足場を含む。以下同じ。）墜落・転落災害が発生している事業場においては、安衛則で義務付けられている足場の点検が行われていない事例が散見されたことを踏まえ、事業者又は注文者による足場の点検が確実に行われるようにするため、**点検者をあらかじめ指名することが義務付けられました**。

◆ 点検記録に点検者の氏名を追加（令和 5 年 10 月 1 日施行）

事業者又は注文者が悪天候若しくは地震又は足場の組立て、変更等の後の足場の点検を行ったときに**記録及び保存すべき事項**（現行では当該点検の結果及び点検結果に基づいて補修等を行った場合にあつては、当該措置の内容）に、**当該点検者の氏名が追加**されました。

